# 什器の移転等業務(令和8・9年)

# 入札説明書

# (電子契約対象案件)

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の一般競争入札に係る入札公告(令和7年9月18日付)に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
- 3 仕様書
- 4 入札及び見積心得書(物品購入等)
- 5 提出書類一覧表
- 6 競争参加資格確認申請書
- 7 業務実績表①、業務実績表②
- 8 業務実施体制表
- 9 入札書及び封筒
- 10 内訳書
- 11 委任状
- 12 使用印鑑届、年間委任状
- 13 単価契約書(案)
- 14 個人情報等の保護に関する特約条項(案)
- 15 外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項(案)
- 16 電子契約方式確認書
- 17 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 総務部経理課

### 1 入札等実施要領

1 掲示日 令和7年9月18日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部本部長 井添 清治 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部本部長 西野 健介

- ◎調達機関番号 599 ◎所在地番号 13
- 3 調達内容
- (1) 品目分類番号 58
- (2) 調達件名什器の移転等業務(令和8・9年)
- (3) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (4) 履行期間 令和8年1月1日から令和9年12月31日まで
- (5) 履行場所仕様書による。
- 4 担当本部等

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 総務部経理課 電話 03-5323-5705

- 5 競争参加資格確認申請書等の提出
- (1) 提出期限

令和7年10月8日(水)17時00分

- (2) 提出場所・方法
  - ①持参または郵送する場合

上記4に事前連絡の上、持参又は簡易書留等配達記録の残る方法にて郵送(同日同時刻必着)すること。また、封筒に調達件名及び「申請書在中」と朱書すること。

②電子メールにて送付する場合

以下のとおり送付し(同日同時刻必着)、上記4へ提出した旨の電話をすること。

メールアドレス: X91306@ur-net.go.jp

メール件名: 什器の移転等業務(令和8・9年)の申請書(○○※会社名) すべての申請書類を1つの PDF ファイルにまとめ、メールに添付すること。

# 6 競争参加資格の確認通知

競争参加資格確認申請書を提出した者について、本件に参加する資格を有するか確認し、令和 7年10月28日(火)までに参加資格の有無を通知(申請書に記載された担当者の電子メール宛 に送信)する。

また、有資格者には、入札書に同封する内訳書の作成様式(Excel ファイル)を配布する。

#### 7 質問書の提出及び回答

- (1) 入札及び仕様等に関する質問は、質問書(任意様式)の提出をもって行うこと。
  - ①提出期限

令和7年11月14日(金)17時00分

- ②提出場所•方法
  - イ. 持参または郵送する場合

上記4に事前連絡の上、持参又は簡易書留等配達記録の残る方法にて郵送(同日同時刻 必着)すること。また、封筒に調達件名及び「質問書在中」と朱書すること。

p. 電子メールにて送付する場合

以下のとおり送付し(同日同時刻必着)、上記4へ提出した旨の電話をすること。

メールアドレス: X91306@ur-net.go.jp

メール件名: 什器の移転等業務(令和8・9年)の質問書(○○※会社名)

すべての質問を1つのWordまたはExcelファイルにまとめ、メールに添付すること。

- (2) 質問に対する回答は、質問回答書の閲覧をもって行う。
  - ①閲覧期間

令和7年11月19日(水)から令和7年11月26日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から17時まで(ただし、12時から13時の間は除く)。

②閲覧場所

上記4に同じ。

- 8 入札書の提出
- (1) 提出期限

令和7年11月26日(水)17時00分(郵送の場合、同日同時刻必着)

(2) 提出場所

上記4に同じ。

- 9 開札の日時及び場所
- (1) 日時

令和7年11月27日(木)10時00分

(2) 場所

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 入札室

#### 10 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札 意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

#### 11 入札方法等

- (1) 入札書は、持参または簡易書留等配達記録の残る方法にて郵送すること。郵送の場合は二重封 筒とし、表封筒に調達件名及び「入札書在中」と朱書すること。
- (2) 入札金額は、仕様書に示す業務内容に係る一切の費用を含めた単価を算出し、当該単価に想定数量を乗じて得た総額を記載すること。また、入札金額の内訳書(指定様式※)を入札書に同封するものとし、当該内訳書に記載された単価を契約単価とする。なお、当該内訳書に記載された総額と入札書に記載された入札金額に差異があった場合及び当該内訳書の記載に間違いがあった場合、入札は無効とする。
  - ※ 内訳書様式は、資格確認の通知に合わせて、入札参加者に配布する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 落札者がないときは、ただちに、または別に日程を定めて、再度の入札を行う。
- (5) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

# 12 入札保証金及び契約保証金

免除

### 13 開札

入札参加者の立会いは求めない。入札参加者が開札に立ち会わない場合においては、入札事務 に関係のない職員を立ち会わせて行う。

なお、入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対して再度入札に参加する意志の有無を直ちに明らかにすること。

#### 14 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者、申請書等に虚偽の記載をした者及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、 落札決定を取り消す。

### 15 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程(平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 4 号)第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行っ た者を落札者とする。

16 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

#### 17 契約書作成の要否等

別に定める「単価契約書(案)」により契約書を作成し、電子署名を用いた電子契約(以下「電子契約」という。)又は紙契約方式によって締結するものとする。

なお、電子契約による契約締結については、次に定めるとおりとする。

- ① 発注者が指定する電子契約サービス ※1 で行うものとし、受注者が利用する電子契約サービスによる電子契約は不可とする。
- ② 入札参加者は申請書の提出とあわせて別添の「電子契約方式確認書」を発注者に提出すること。ただし、紙契約方式での契約締結を希望する場合は、当該確認書においてその旨を明らかにすること。
- ③ 電子契約サービスを利用する場合、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管 ※2 を自らの 責任において行うことについて了承の上、電子契約手続きを行うこととする。また、当機 構とクラウドサインの契約期間(令和11年3月31日まで)満了後、クラウドサイン上で契 約書を確認することができないため、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管は上記の契 約期間満了前までに行うこととする。
- ※1 当該サービスは、両者が合意・承諾した文書に当該事業者名義で電子ファイルに電子署名とタイムスタンプを施す「立会人型電子契約サービス」のクラウドサインとする。なお、手続きの詳細及びマニュアルについては機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程から参照すること。

URL: https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html

※2 電子帳簿保存法に対応した保管とは、以下の要件を満たして保管する運用である。

- ・真実性の確保
- ・関係書類の備付
- ・見読可能性の確保
- 検索機能の確保

詳細については、以下のクラウドサインホームページを参照すること。

URL: https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348

また同日付けで「個人情報等の保護に関する特約条項」及び「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を締結する。

18 手続における交渉の有無

無

# 19 支払条件

発注の都度、検査合格後一括払い。 なお、各本部・事務所ごとに請求を受け、支払うものとする。

# 20 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続 (平成7年12月14日付政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連 絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0262(直 通))に対して苦情を申し立てることができる。

## 21 問い合わせ先

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 総務部経理課 電話 03-5323-5705

#### 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

## 1 競争参加資格

- (1) 次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。
  - ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号) 第331条及び第332条の規定に該当する者。
  - ② 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者。
  - ③ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者。
     (定義については当機構ホームページ「入札・契約情報」→「入札・契約手続き」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「その他(入札説明書等別紙)暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。)
- (2) 次の要件を満たしている者であること。
  - ① 令和7・8年度当機構東日本地区物品購入等の契約に係る一般競争参加資格審査において、 業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。なお、当該競争参加資格 を有しない者は、本説明書に定める競争参加資格確認申請書の提出期限までに一般競争参加 資格審査の申請を行い、かつ開札日までに一般競争参加資格の認定を受けていること。
    - ※「全省庁統一資格」は当機構の一般競争参加資格とは関係ないため注意すること。
    - ※一般競争参加資格の申請方法については当機構HPを参照すること。

https://www.ur-net.go.jp/order/info.html

② 令和2年度以降に受注し完了した、1件あたり面積 2,500 ㎡以上のオフィスの移転業務の 実績があること。

令和2年度以降に受注し完了した、1件あたり面積 2,500 ㎡以上のオフィスの AUTOCAD によるレイアウト図面作成の実績があること。

- ③ 以下の条件をすべて満たす現場責任者を選任し、業務期間中は常駐させること。
  - 監理技術者の資格を有すること。
  - ・ 監理技術者講習を修了していること。
  - ・ 入札に参加する者(申請者)と直接的な雇用関係があること。
- ④ 情報セキュリティ対策を構築していることを証明する、以下のいずれかの認証を取得していること。
  - ISO/IEC 27001 (情報セキュリティ)
  - ・ JIS Q 27001 (情報セキュリティ)
  - JIS Q 15001 (個人情報保護)
  - プライバシーマーク
- ⑤ 通常期、繁忙期を問わず、迅速かつ適切に業務を履行しうる実施体制が整備されていること。
- ⑥ 日本国内において当機構職員が行う立会検査に応じられる者であること。

#### 2 競争参加者に求められる義務

(1) 競争参加者は、上記1(2)に掲げる要件を満たしていることを証明するために必要な書類を提出しなければならない。

(2) 当機構から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

## 3 その他

- (1) 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- (2) 当機構に提出された書類は、審査の実施以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 当機構に一旦提出された書類は返却しない。
- (4) 当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類等に虚偽又は不正な記載をしたと判断される者の入札は無効とする。
- (6) 競争参加資格審査において本件に係る競争参加資格を有すると認められた者であっても、開札 の時において上記1の資格のない者は、落札対象としない。

# 仕 様 書

### 1 業務名

什器の移転等業務(令和8・9年)

#### 2 履行期間

令和8年1月1日から令和9年12月31日まで

#### 3 業務概要

人事異動や組織改編等により、事務所のレイアウト変更、移設、新設及び廃止等が発生した際、 レイアウト相談、デザイン、各種図面(CAD図等)作成、関連する他業者(工事業者等)との 調整、工程表作成・管理、什器等の移動、電話・LAN配線を行う。

#### 4 履行場所

東日本賃貸住宅本部、東日本都市再生本部(共に新宿アイランドタワー内)及び出先事務所(東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、北海道、新潟県、宮城県内)。

※上記以外の地域においても業務が発生する可能性がある。

#### 5 作業内容

レイアウト変更及び移転に係る以下の作業

- ・ 担当者とのレイアウト相談
- · 現状調查·図面作成
- デザイン画の作成
- 移転後のレイアウト図面作成
- 什器転用・廃棄プランの作成
- ・ 新規什器の提案 (調達は別に行う (当契約に含まない))
- ・ 概算費用内訳書の提出
- 工程管理
- ・ ビル管理会社との調整、届出書等必要書類の作成
- ・ 什器移転作業者及び関連する工事業者等との調整、指示図面の作成
- ・ 移転対象者 (職員) への作業説明、指導、移転マニュアルの作成・提供
- ・ 移転什器・物品等のラベリング
- ・ 什器に関する当機構の備品管理システム登録情報(品名、バーコード情報等)の収集及び報告
  - … 新規・移転什器の設置場所、廃棄什器の登録情報を収集し報告する。
- 図面納品
- 請求内訳書の提出

- 図面の定期メンテナンス
- 必要な機器・人員・資材の調達、配置
- ・ 搬入・搬出経路の養生及び撤去
- 書類等の梱包、運搬及び開梱
- 什器の解体、運搬及び組立
- OA機器 (PC、プリンター等) の運搬
- ・ 電話配線の新設・移設・撤去、機器取付(什器移転等に付随して発生する場合のみ)
- ・ LAN配線の新設・移設・撤去(什器移転等に付随して発生する場合のみ)
- 作業終了後の残材回収、作業場所の清掃
- ・ 作業の立会及び監督
- 作業の終了確認及び検収立会
- ・ 消防署への届出

# 6 請求

発注の都度、検査合格後、発注本部・事務所に請求すること。

請求書には単価項目別の内訳書を添付すること。また、必要に応じ、実施確認資料を提出すること。

… 実施確認資料とは、成果品(工程表、レイアウト図面、配線図面、パース、マニュアル等)、 作業員名簿、車両リスト(車両ナンバー等)等、内訳書の数量の裏付けとなる資料。

#### 7 再委託の取扱い

- (1) 受注者は、契約書第3条第2項に基づき、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、発注者の所定の書面 別紙 により事前に承諾を得ること。
- (2) 以下の業務については、第三者への委託を認めない。
  - ・ 現場責任者が行う業務
- (3) 以下の業務については、第三者に委託するに当たり発注者の事前の承諾を要しない。
  - ・ 補助的な業務(コピー、資料収集、トレース、パース作成、データ入力等)
- (4) 受注者は、第三者に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、発注者と受注者が別に締結する「個人情報等の保護に関する特約条項」「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

## 8 その他

- ・ 通常期であるか繁忙期であるかを問わず、迅速かつ適切に業務を履行しうる実施体制を 整備すること。
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)(グリーン 購入法)第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に従うこと。
- ・ 団地住宅内にて作業を行う場合、近隣への騒音等に十分配慮すること。
- ・ 単価によることができない付随業務が発生した場合は、協議の上実施等を決定する(見積 書を提出すること)。
  - … 付随業務の例としては、作業中に発生した想定外の状況に対応するための特別な作

業や資材・部品の調達、電話主装置の移転等に伴う費用、想定外に発生した不用什器・ 廃材等の回収・処分(廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること)等。

- ・ 新規物品・什器等の調達は別に行う(当契約に含まない)。
- ・ その他、本仕様書に記載なき事項、又は契約履行上疑義を生じた事項については、当機構 担当者と協議の上決定する。

以上

## 再委託 (変更等) 承諾申請書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 \*\*\*\*\* 殿

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 \*\*\*\*\* 殿

株式会社\*\*\*\*\* 代表取締役 \*\* \*\* 印 ※1

契約	. +	T.L.	
171 X	12	75/4	•
<del></del> /\\	1/1	4//1	

令和 年 月 日付けをもって締結した上記の契約に関して、以下のとおり業務の一部を 再委託したく、契約書第3条第2項に基づき申請するので、手続き方お願いします。

項目	申請内容
再委託の相手方	〒000-0000 ○○県○○市○○町○-○
(住所、氏名)	△△株式会社
再委託業務の内容	△△に係る○○及び◇◇作業
再委託業務の契約予定額	○○千円(契約金額に対する比率○%)※見積書を添付
再委託を行う必要性	(再委託する必要性)
及び	○○及び◇◇作業を再委託することで、業務の効率化を図り、工期短
再委託の相手方の選定理由	縮に努めるため再委託する。
	(再委託の相手方の選定理由)
	△△株式会社は、○○年より弊社の発注する○○及び◇◇業務を行
	ってきている。この間、成果の品質が高く、納期も遵守している。
	また、上記業務の同種、類似業務の実施経験が多数有り、短期間での
	業務遂行に寄与し、成果の品質向上に資することが期待できるため。

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担 当 者(会社名・部署名・氏名):

- ※2 連絡先(電話番号)1: 連絡先(電話番号)2:
- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。 押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

### 4 入札及び見積心得書(物品購入等)

# 入札及び見積心得書(物品購入等)

(目的)

第1条 独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)が締結する物品、設備等の購入、修理、 売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについ ては、この心得の定めるところにより行う。

(入札又は見積り)

- 第2条 競争入札・見積(合せ)について、機構から通知を受けた者(以下「入札参加者等」という。) は、契約書案、仕様書(契約内容説明書を含む。以下同じ。)及び現場等を熟覧の上、所定の書式 による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様 書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の 余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

- 3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。
  - また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。
- 4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。
- 5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。
- 6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加 者等の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札(見積)書の提出をもって誓約したものとする。

(入札の辞退)

- 第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積り を辞退することができる。
- 2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより 申し出るものとする。
  - 一 入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札(見積)辞退書を発注者に直接持参 し、又は郵送(入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。)して行う。
  - 二 入札又は見積り執行中にあっては、入札(見積)辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは 見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受

けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は 入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示して はならない。

(内訳明細書)

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意して おかなければならない。

(入札又は見積りの取りやめ等)

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正 に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加 させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書又は見積書の引換の禁止)

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は 開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札又は見積りの無効)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。
  - 一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。
  - 二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
  - 三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。
  - 四 入札者又は見積者(代理人を含む。)の記名のないとき又は記名(法人の場合はその名称及び 代表者の記名)の判然としないとき。(押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・ 連絡先の記載がないとき。)
  - 五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって 入札又は見積りを行ったとき。
  - 六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。
  - 七明らかに連合によると認められるとき。
  - 八 第2条第第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。
  - 九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な 条件を具備していないとき。

(開札等)

- 第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、 最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。
- 2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札し

た者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

(入札参加者等の制限)

- 第9条 開札又は見積りの結果、落札者がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。
- 2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。 (同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)
- 第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- 第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
  - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合 した者
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、 代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札 又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

- 第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに 準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示 したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以上

# 提出書類一覧表

# (法人等名称)

- 1. 下表は、本調達の資格確認に際し、必要となる書類一覧です。競争参加資格確認申請書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないかご確認下さい。
- 2. この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、競争参加資格確認申請書等提出時にご提出下さい。
- 3. 「UR使用欄」には何も記載しないで下さい。

	必要書類(使用する様式)	部数	内容、必要添付書類	UR 使用欄
1	競争参加資格確認申請書	1	一般競争(指名競争)参加資格の有資格者名簿の該当部分を 印刷したものを添付すること。	
2	業務実績表①	1	記載した業務が参加資格要件を満たすことを証明する書類	
3	業務実績表②	1	(請負契約書表紙、仕様書、図面等の写し)を添付すること。	
4	業務実施体制表	1		
5	現場責任者の資格証明書 類	各 1	有効期間内の、次のすべての書類を提出すること。 ・監理技術者資格者証の写し ・監理技術者講習修了証の写し ・申請者との直接的な雇用関係を証明する書類(健康保険証の写し等)	
6	情報セキュリティ対策を 構築していることの証明 書類	1	<ul><li>第三者機関が発行した、有効期間内の次のいずれかの証明書の写しを提出すること。</li><li>・ISO/IEC 27001 登録証</li><li>・JIS Q 27001/15001 登録証</li><li>・プライバシーマーク登録証</li></ul>	
7	電子契約方式確認書	1		
8	提出書類一覧表(当様式)	1		

#### 【提出書類作成における注意事項】

・ 所定様式がある場合は、当該様式を使用すること。当該様式をPC等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

(参考) 入札に際し必要となる書類は以下のとおりとなります。

	必要書類(使用する様式)	部数	備考
1	入札書及び内訳書	各1	必要事項を記載した封筒に入れて封緘すること。
2	委任状	1	代理人又は復代理人が入札を行う場合。
3	使用印鑑届又は年間委任 状及び、印鑑証明書(原本)	1	・ 使用印鑑届:代表者が押印した委任状・入札書を提出する場合。 ・ 年間委任状:代表者以外の者が年間を通じて代表者と同等の権限を行使 する場合。※令和7年度以降未提出の場合のみ。ただし、変更がある場合 は改めて提出すること。

# 6 競争参加資格確認申請書

本競争に必要な業種の一般競争参加資格登録状況(申請日時点)	: ※以下、	当ては	まる[	コにチ	エツタ	ク・記	載	
□申請中→□新規又は更新 □業種追加 □地区追加→申請書を受	受付した際に当	機構	が交付	する	受付票	等の	写しを	提出
□済⇒有資格者名簿(※)の該当部分を提出								
	登録番号							

## 競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 本部長 井添 清治 殿

> 住 所 商号又は名称 代表者氏名

部 署 担当者氏名 電 話 番 号 E-mail

令和7年9月18日付けで公告のありました<u>什器の移転等業務(令和8・9年)</u>に係る競争 参加資格について確認されたく、必要書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと、日本国内において当機構職員が行う立会検査に応じられる者であること及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

(※) 有資格者名簿は機構HP (<a href="https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html">https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html</a>) に掲載しているので、該当部分を印刷して添付すること。

# 業務実績表①

令和2年度以降に受注し完了した、1件あたり面積2,500 m以上のオフィスの移転業務の実績

実施年度	件名・概要	対象面積

- ※ 実績として記載した業務が参加資格要件を満たすことを証明できる書類(請負契約書の表紙、仕様 書、図面等の写し)を添付すること。なお、証明書類は必要に応じてマスキング処置等を行うこと。
- ※ 記載した対象面積の根拠を示すこと(図面による場合は、<u>図面上の対象部分を赤枠で囲ったうえで、</u> その面積を表示(複数の図面の合算の場合は、それぞれの面積及び合計面積を表示)すること)。
- ※ 要件を満たす実績が1件あれば、競争に参加することができる。

# 業務実績表②

令和 2 年度以降に受注し完了した、 1 件あたり面積 2,500 ㎡以上のオフィスの AUTOCAD によるレイアウト図面作成の実績

実施年度	件名・概要	対象面積

- ※ 実績として記載した業務が参加資格要件を満たすことを証明できる書類(請負契約書の表紙、仕様 書、図面等の写し)を添付すること。なお、証明書類は必要に応じてマスキング処置等を行うこと。
- ※ 記載した対象面積の根拠を示すこと (図面による場合は、<u>図面上の対象部分を赤枠で囲ったうえで、</u> その面積を表示 (複数の図面の合算の場合は、それぞれの面積及び合計面積を表示) すること)。
- ※ 要件を満たす実績が1件あれば、競争に参加することができる。

# 業務実施体制表

「什器の移転等業務(令和8・9年)」実施にあたり、以下のとおり業務実施体制を整備し、通常期、 繁忙期を問わず、迅速かつ適切に業務を履行します。

業務実施体制等	

- ※ 業務責任者、担当者(未定の場合は従事人数)及び連絡・実施体制を記載すること。
- ※ その他、通常期、繁忙期を問わず、迅速かつ適切に業務を履行するための対策案を記載すること。

# 入札に係る提出書類について

入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。

- 一 代表者本人が入札される場合: 名刺など本人を確認できる書類を提出してください。
- 二 代理人の方が入札される場合:**委任状**及び**名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証(健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など)で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以上

# 入 札 書

金	9也	(税抜)
---	----	------

ただし、什器の移転等業務(令和8・9年)

入札及び見積心得書(物品購入等)及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所 商号又は名称 代表者氏名

印※1

代理人氏名

印※1

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 本部長 井添 清治 殿

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担 当 者 (会社名・部署名・氏名):

※2 連絡先(電話番号) 1:

連絡先(電話番号)2:

- ※ 1 本件責任者、担当者(氏名は、必ず姓と名を記載)及び連絡先の記載がある場合は、押印は不要。
  - 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。
  - 3 押印する場合は、本件責任者、担当者及び連絡先の記載は不要。この場合、「使用印鑑届」又は「年間委任状」 の提出が必要。又、代理人又は復代理人に入札を委任する場合は「委任状 (押印する場合)」を使用すること。

表

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 (什器の移転等業務 本部長 封 井添 氏会社名名 清治 (令和8・9年) 入札書) 殿 委任している場合は、代理人の氏名

裏

入札書の押印を省略する場合は、「(押印省略)」と朱書き

10 内訳書 ※内訳書様式は、資格確認の通知に合わせて、入札参加者に配布する。

9 内訳書(様式6)												
	•				会社名:							
作名: 作器の移転等業務(令和8	- 9年)											•
	- 17				本件責任者	(部署名・	((金)):			•••••		
<ul><li>③ 弱い黄色のセルをすべて入力</li></ul>	or exercise				-1-11 M(17-44							
				Addison.	-1-21-42 strate	(電話音)						
〇 黄色いセルの入力以外(適)				ださい。	本件担当者							
<ul><li>※印の注意事項もよくご確認</li></ul>	8の上、単価を	入力して	ください。			(電話番)	3):					
					※責任者・担	単数の両方文	はいずれかー)	方を必ずご言	(人ください。			
					75.46.40 /	e-gani Ma			05-14-#C /	9	(円・税抜)	ı
					通常期 (				繁忙期(			
項目	内容	単位	思定数量(Y)	平日三年(5)	(a) × (Y)	食日本(6)	(b) × (Y)	平日出传(c)	(c) × (Y)	食日本物(の	(d) × (Y)	
レイアウト	開発で存む	1人工	55.00		0							
レイアウト・工程管理	大湖便在存転	100 m	18.00		0							
	デザインを含む大	•	8.00	<b>†</b>		,	A					
デザイン・レイアウト・工程管理	温度な可能	100 m	8.00	<b></b>	U							
	l	<u> </u>	0									
バース作成		1枚	13	[	0							
移転マニュアル作成	<b>†</b>	1人工	28		0							
個品管理システムを登録報事計報告を書		1人工	10	<b>†</b>								
	<del> </del>											
単仕移着5(I)に記載の事務に係る資本	ま計上する。				†							
	T											
	レイアウト・	工程管理委	小計	A	0							
4 t 車両(運転手含む)	9:00:-22:00	2.45									_	
+ L 半回 (建松丰富(J)	上提到证例	1台	1	l	0		0		0		0	
	1500	1台	2	T	n		n	l	n		n	
	BUZA	***	-			ļ		ļ				
21車両 (運転手会む)	9:00~22:00	1台	29		0		0		0		0	
	EVINUES			ļ								
	上版成外	1台	6		0		0		0		0	
	BHU05 0 : 00 - 22 : 00					······		·····				
1 t 車両(運転手含む)	9:00~22:00 EXBRUSA	1台	12		0		0		0		0	
	1523	<b></b>		<b></b>							•	
		1台	3		0		0		0		0	
	BHUGA 9:00~22:00					<b></b>		<b>†</b>				
資材運搬車両(運転手含む)	00000	1台	61		0		0		0		0	
	上版版件	7.4		<b>†</b>								
	BHUGS	1台	3		U		U	l	U		U	
皇上記事時については、選擇手責用を	êt.											
	ļ				ļ					ļ		
作業員輸送車両 (運転手含まず)	5~8A@0	1台	125		0		0		0		0	
*************	L				<b></b>			<b></b>		<b></b>		
	Ť				·····	<del> </del>		<del> </del>		·····		
<共通注意事項>					•	<b>†</b>		<b></b>				
			l	1	l	I .	l	ı	l	l	l	
<b>业社直接共产科主会心。</b>						<u> </u>						
受防事務が実料を含む。   受利料選路通行料は実質問題とする。												0 (* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
京は草等川洋料を含む。 京名料道は通行料は美質相互とする。	***** ***											8 (7~1合計)
PORSONNESS PROPERTO.	車両費 小樹				0		0		0		0	8 (7~1合計) 0
の は 日本	9:00~22:00	1人工	104		0		0		0		0	B (7~I合計) O
の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	9:00~22:00 ESEMBA	T .	104		0		0		0		0	B (7~I合計) 0
の日本の日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日	9:00~22:00 ±8/88UXA 22:00~5:00	1人工 1人工	11		0		0		0		0	B (7~I合計) C
の数量を対しませません。 名の料金込金()料以本質問品とする。 作業監督者	9:00~22:00 上版的USA 22:00~5:00 環境に優る的USA	1人工 1人工	11		0		0		0		0	B (7~I合計) C
の計画は無いません。 窓の料画は通り料は多質問題とする。 作業監督者	9:00~22:00 上版的形式 22:00~5:00 實際工作表明知為 問題(如明)	1人工 1人工	11 11		0		0		0		0	B (7~-I合計) C
	9:00~22:00 上版的USA 22:00~5:00 環境に優る的USA	1人工 1人工 1時間	11 11		0		0		0		0	B(アーエ合計) C
中華 リーダー	9:00~22:00 ENDIGEA 22:00~5:00 SMICEGORDA MINICOLOGY 9:00~22:00 ENDIGEA	1人工 1人工 1時間 1人工	11 11 102		0		0		0		0	8 (7~1会計) 0
	9:00~22:00 ENDMAR 22:00~5:00 SMIC (E-CANDIA) MIN (DAIN) 9:00~22:00 ENDMAR 22:00~5:00	1人工 1人工 1時間 1人工	11 11 102		0		0 0		0 0		0	ß(7Ⅰ合計) C
	9:00~22:00 ESCHURA 22:00~5:00 SMIC SCHURA HIS (0HIS) 9:00~22:00 ESCHURA 22:00~5:00 SMIC SCHURA	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工	11 11 102		0		0 0 0		0 0 0		0 0	ß (7~□合計) G
	9:00~22:00 ENGINERA 22:00~5:00 SMIC STANDA HEROCOCO 9:00~22:00 ENGINERA 22:00~5:00 SMIC STANDA HEROCOCO HEROCOCOCO HEROCOCOCO HEROCOCOCO HEROCOCOCO HEROCOCOCO HEROCOCOCO HEROCOCOCO HEROCOCOCOCO HEROCOCOCO HEROCOCOCO HEROCOCOCO HEROCOCOCO HEROCOCOCO HEROCOCOCO HEROCOCOCOCO HEROCOCOCOCO HEROCOCOCOCO HEROCOCOCOCO HEROCOCOCOCO HEROCOCOCOCO HEROCOCOCOCO HEROCOCOCOCOCO HEROCOCOCOCOCO HEROCOCOCOCOCO HEROCOCOCOCOCO HEROCOCOCOCOCOCO HEROCOCOCOCOCOCO HEROCOCOCOCOCOCOCO HEROCOCOCOCOCOCOCO HEROCOCOCOCOCOCOCOCOCO HEROCOCOCOCOCOCOCOCOCOCOCO HEROCOCOCOCOCOCOCOCOCOCOCOCOCOCOCOCOCOCOC	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1人工	11 11 102 15 49		0		0		0		0 0	<u>自(7~-∓会計)</u> □
	9:00-22:00 ENDALUM 22:00-5:00 SHI: SCOULA IN (0148) 9:00-22:00 ENDALUM 22:00-5:00 HII (0148) 9:00-22:00 HII (0148) 9:00-22:00	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1人工 1時間	11 11 102 15		0		0		0		0	<u>食(7~-∓合計)</u> G
作業リーダー	9:00-22:00 ENDALUM 22:00-5:00 MRI GROUN MRI (BHIS) 9:00-22:00 ENDALUM MRI (BHIS) 9:00-22:00 ENDALUM MRI (BHIS) 9:00-22:00 ENDALUM	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1人工	11 11 102 15 49		0		0		0		0 0	8(7~1余計)
作業リーダー	9:00~22:00 EXBMUSA 22:00~5:00 SMIT: \$544004 HIR (0045) 9:00~22:00 EXBMUSA 22:00~5:00 SMIT: \$544004 HIR (0045) 9:00~22:00 EXBMUSA 22:00~5:00 22:00~5:00 22:00~5:00	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1月間 1人工	11 11 102 15 49 595 200		0		0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0		0	ß(7Ⅰ合計) G
作業リーダー	9:00-22:00 £ MMLEA 22:00-5:00 8:8:(80-80) 8:8:(80-80) 9:00-22:00 £ MMLEA 22:00-5:00 £ MMLEA 22:00-5:00 £ MMLEA 22:00-5:00 £ MMLEA 22:00-5:00 £ MMLEA 22:00-5:00	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1時間 1人工 1人工	11 11 102 15 49 595		0		0 0 0		0		0	ß (7~I合計) G
作業リーダー	9:00-22:00 £ EMILLEA 22:00-5:00 88:(80-6) 9:00-22:00 £ EMILLEA 22:00-5:00 £ EMILLEA 22:00-22:00 £ EMILLEA 22:00-22:00 £ EMILLEA 22:00-5:00 £ EMILLEA 22:00-5:00	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1月間 1人工	11 11 102 15 49 595 200		0		0 0 0		0		0 0	自(7~-I合計) G
作業リーダー	9:00-22:00 £ (204:USA 22:00-5:00 \$ ***********************************	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1時間 1人工 1人工	11 11 102 15 49 999 200 204		0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0 0 0		0 0 0	8(7~1余計)
作業リーダー	9:00-22:00 £ (200-25:00 22:00-5:00 22:00-5:00 22:00-5:00 \$ 00-22:00 £ (200-25:00 \$ 100-5:00 \$ 22:00-5:00 \$ 100-5:00 \$ 100-5:00 \$ 100-5:00 \$ 100-5:00 \$ 100-5:00 \$ 100-5:00 \$ 100-5:00 \$ 100-5:00 \$ 100-5:00 \$ 100-5:00	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工	11 102 15 49 595 200 204 4		0		0		0 0 0		0 0 0	ß(7~~Ⅰ合計) G
作業リーダー	9:00-22:00 £ EDMLER 22:00-5:00 68:(BHS) 68:(BHS) 9:00-22:00 £ EDMLER 22:00-5:00 £ EDMLER 22:00-5:00 £ EDMLER 88:(BHS) 9:00-22:00 £ EDMLER 88:(BHS) 9:00-22:00 £ EDMLER 88:(BHS) 8:00-22:00 £ EDMLER 8:(BHS) 8:00-22:00 £ EDMLER 8:(BHS) 8:(BHS	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1月間 1人工 1人工	11 11 102 15 49 595 200 204 4		0		0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0 0 0	ß(7Ⅰ合計) G
作業リーダー	9:00-22:00 £ Y284UEA 22:00-5:00-5:00 #E # (20:05) 9:00-22:00 £ Y284UEA #E # (20:05) 12:00-25:00 #E # (20:05) 12:00-25:00	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1時間 1人工 1人工	11 11 102 15 49 595 200 204 4		0		0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0 0 0	自(7~·I合計) G
作業リーダー 一般ワーカー 交通結準員・警備員	9:00-22:00 £ EMALEA 22:00-5:00 88:00-22:00 £ EMALEA 22:00-5:00 £ EMALEA 22:00-5:00 £ EMALEA 88:00-22:00 £ EMALEA 88:00-22:00 £ EMALEA 88:00-22:00 £ EMALEA 88:00-22:00 £ EMALEA 88:00-22:00 £ EMALEA 88:00-22:00 £ EMALEA 88:00-22:00 £ EMALEA 88:00-22:00 £ EMALEA 88:00-22:00 £ EMALEA 88:00-22:00	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工	11 11 102 15 49 595 200 204 4		0		0		0 0 0		0 0 0	8(7~1余計)
作業リーダー	9:00-22:00 £ EMALLEA 22:00-5:00 £ EMALLEA MERCHANGO 9:00-22:00 £ EMALLEA 22:00-5:00 £ EMALLEA MERCHANGO 9:00-22:00 £ EMALLEA MERCHANGO MERCHA	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工	11 11 102 15 49 595 200 204 4 4 4		0		0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0 0 0	8(7~1合計)
作業リーダー 一般ワーカー 交通結準員・警備員	9:00-22:00 £ V284UEA 22:00-5:00 8:00-5:00 £ V284UEA 8:00-22:00 £ V284UEA £ V284UEA 8:00-22:00 £ V284UEA £ V284UE	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1月間 1人工 1人工 1月間 1人工	11 102 15 49 595 200 204 4 4 4 4		0		0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	自(7~~Ⅰ合計) G
作業リーダー 一般ワーカー 交通結準員・警備員	9:00-22:00 £ (200-25:00 £ (200-25:00 8:00-22:00 £ (200-25:00 £ (200-25:00	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1月間 1人工 1人工 1月間 1人工	11 11 102 15 49 595 200 204 4 4 4		0		0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	自(7I合計) G
作業リーダー 一般ワーカー 交通結準員・警備員	9:00-22:00 £ EMALLEA 22:00-5:00 88:(BHS) 88:(BHS) 9:00-22:00 £ EMALLEA 22:00-5:00 £ EMALLEA 22:00-5:00	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1月間 1人工 1人工 1月間 1人工	11 11 102 15 49 595 200 204 4 4 4 65 20 20		0		0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	8(7~1余計)
作業リーダー 一般ワーカー 交通秘修員・警備員 作器破解体・組立作業員	9:00-22:00 £ EDMLEA 22:00-5:00 88:(BHS) 9:00-22:00 £ EDMLEA 22:00-5:00 88:(BHS) 9:00-22:00 £ EDMLEA 22:00-5:00 £ EDMLEA 88:(BHS) 9:00-22:00 £ EDMLEA 22:00-5:00 88:(BHS) 9:00-22:00 £ EDMLEA 22:00-5:00 88:(BHS) 8:00-22:00 £ EDMLEA 22:00-5:00 88:(BHS) 8:00-22:00 8:00-22:00 8:00-22:00 8:00-22:00 8:00-22:00 8:00-22:00 8:00-22:00 8:00-22:00 8:00-22:00 8:00-22:00	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工	11 11 102 15 49 595 200 204 4 4 4 65		0		0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	B (7~工会計) C
作業リーダー 一般ワーカー 交通結準員・警備員	9:00-22:00 £ EMALLEA 22:00-5:00 88:(00-6) 88:(00-6) 9:00-22:00 £ EMALLEA 22:00-5:00 88:(00-6) 9:00-22:00 £ EMALLEA 88:(00-6) 9:00-22:00 £ EMALLEA 88:(00-6) 9:00-22:00 £ EMALLEA 88:(00-6) 9:00-22:00 £ EMALLEA 88:(00-6) 89:(00-6) 22:00-5:00 88:(00-6) 88:(00-	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1月間 1人工 1人工 1月間 1人工	11 11 102 15 49 595 200 204 4 4 4 65 20 20		0		0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	ß(7~~I合計) C
作業リーダー 一般ワーカー 交通秘修員・警備員 作器破解体・組立作業員	9:00-22:00 £ V284U2A 22:00-5:00 18:00-5:00 18:00-22:00 £ V284U2A 18:00-22:00 £ V284U2A 22:00-5:00 88:00-22:00 £ V284U2A 22:00-5:00	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1月間 1人工 1人工 1月間 1人工 1人工 1月間 1人工	11 11 102 15 49 595 200 204 4 4 4 65 20 20 23		0		0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	自(7□1合計) G
作業リーダー 一般ワーカー 交通秘修員・警備員 作器破解体・組立作業員	9:00-22:00 £ EMMLER 22:00-5:00 EMMLER 22:00-5:00 EMMLER 22:00-5:00 EMMLER 22:00-5:00 EMMLER 22:00-5:00 £ EMMLER 22:00-5:00 £ EMMLER 22:00-5:00	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1月工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1月間 1人工 1人工 1月間 1人工	11 11 102 15 49 595 200 204 4 4 4 65 20 20 20 21 4		0		0		000000000000000000000000000000000000000		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	8(7~1余計)
作業リーダー 一般ワーカー 交通秘修員・警備員 作器破解体・組立作業員	9:00-22:00 £ V284U2A 22:00-5:00 18:00-5:00 18:00-22:00 £ V284U2A 18:00-22:00 £ V284U2A 22:00-5:00 88:00-22:00 £ V284U2A 22:00-5:00	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1月間 1人工 1人工 1月間 1人工	11 11 102 15 49 595 200 204 4 4 4 65 20 20 23		0		0		000000000000000000000000000000000000000		0 0 0 0 0 0 0 0	B (7~工会計) C
作業リーダー 一般ワーカー 交通秘修員・警備員 作器破解体・組立作業員	9:00-22:00 £ EDMILLEN 22:00-5:00 ###################################	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1月工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1月間 1人工 1人工 1月間 1人工	11 11 102 15 49 595 200 204 4 4 4 65 20 20 23		0		0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	B (7~~I合計)
作業リーダー 一般ワーカー 交通秘修員・警備員 作器破解体・組立作業員	9:00-22:00 £ EDMILLEN 22:00-5:00 ###################################	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1月工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1月間 1人工 1人工 1月間 1人工	11 11 102 15 49 595 200 204 4 4 4 65 20 20 23		0		0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	自(7~~I合計) G
作業リーダー 一般ワーカー 交通秘修員・警備員 作器破解体・組立作業員	9:00-22:00 £ EDMILLEN 22:00-5:00 ###################################	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1月工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1月間 1人工 1人工 1月間 1人工	11 11 102 15 49 595 200 204 4 4 4 65 20 20 23	7.0073 SEE201	0		0		000000000000000000000000000000000000000		0 0 0 0 0 0 0 0	<u>8(7~□合計)</u> 0
作業リーダー 一般ワーカー 交通秘修員・警備員 作器破解体・組立作業員	9:00-22:00 £ EDMLER 22:00-5:00 ###################################	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1月工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1月間 1人工 1人工 1月間 1人工	11 11 102 15 49 595 200 204 4 4 4 65 20 20 23		0		0		000000000000000000000000000000000000000		0 0 0 0 0 0 0 0	B (7~工会計) C
作業リーダー 一般ワーカー 交通誘導員・警備員 作器破解体・組立作業員	9:00-22:00 £ V204U2A 22:00-5:00 £ V204U2A	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1月工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1月間 1人工 1人工 1月間 1人工	11 11 102 15 49 595 200 204 4 4 4 65 20 20 23		0		0				0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
作業リーダー 一般ワーカー 交通誘導員・警備員 作器破解体・組立作業員	9:00-22:00 £ V204U2A 22:00-5:00 £ V204U2A	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1月 1人工 1人工 1月 1人工 1月 1人工 1月 1人工 1月 1人工 1月 1人工 1月 1人工 1月 1人工 1月 1人工 1月 1人工 1月 1 1人工 1月 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	11 11 102 15 49 595 200 204 4 4 4 65 20 20 23		0		0				0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
作業リーダー  一般ワーカー  交通結構員・整備員  作器部解体・組立作業員  通信投稿作業員 (途加菱員) (3	9:00-22:00 £ V204U2A 22:00-5:00 £ V204U2A	1人工 1人工 1時間 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工 1人工	11 11 102 15 49 595 200 204 4 4 4 65 20 20 23		0		0				0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
作業リーダー  一般ワーカー  交通結構員・整備員  (計算機構作業員 (通加要員) [3]  (11) 第二次回り申載 (第22-12月20日) [3]  (21) 第二次回り申載 (第22-12月20日) [3]  (21) 第二次回り申載 (第22-12月20日) [3]  (21) 第二次回り申載 (第22-12月20日) [3]	9:00-22:00 £ V204U2A 22:00-5:00 £ V204U2A	1人工 1人工 1時間 1人工 1時間 1人工 1時間 1人工 1人工 1時間	11 11 102 15 49 595 200 204 4 4 4 65 20 20 23		0		0				0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
作業リーダー  一般ワーカー  交通秘事員・警備員   行器勘解体・組立作業員  通信投稿作業員(通加要員)[3]  西信投稿作業員(通加要員)[3]  西申提用  特殊合車使用	9:00~22:00 上型的には外 22:00~5:00 上型的には外 第単位のでは、 5:00~22:00 上型的には外 第単位のでは、 5:00~22:00 上型的には外 第単位のでは、 5:00~22:00 上型的には外 22:00~5:00 上型的には外 22:00~5:00 上型のでは、 5:00~22:00 上型のでは、 5:00	1人工 1人工 1時間 1人工 1時間 1人工 1時間 1人工 1人工 1時間	11 11 102 15 49 595 200 204 4 4 4 65 20 20 23		0		0					

台車使用											
日本医内	I .	1台	1,075		0						
特殊台車使用	19450705	18									
何冰口半底用											
							<u></u>	<u></u>	<u></u>	<u></u>	
	運搬作業 迫	加料金 寸	df.	<u></u>	0						
			000	_				<del> </del>			
フロアガード (プラステックボード) 伊来	1800*900mm	1枚	335		U						
プラダンボール使用	1800*200mm	1枚	780		0			1			
						h		h		~~	·
	<u> </u>										<u></u>
実施と1の発展で1単位線を第1 たり	AT-E										
	養生 追加料	술 가뭄			0						
\$546 74C86 20465			Ton.	_		_		<del></del>	<del></del>		
配線(新設・移設)	I	1本	70		U	,					
取付(電話機)	T	1台	70		0						
	·					A	·			·	·
取付 (FAX)	l	1台	13		U						
データ投資	T	1台	70		0						
						A				·	
紅泉凋整		1台	70		0						
散去 (配線)	Ť	1本	2%		0						
						A					<u>-</u>
散去 (電紙機)		1首	25		0	استسما					I
散去 (ターミナルアダプタ)	†		n								
数去 (ターミナルアラフラ)						A					
	l	L		L	l		<u></u>				
思人作責金む。ただし時間実際等によ	以人員を追加す	る場合は作業	東京 (通信)	(1) [1] [1] [1] [1]	ELÖ.	مستسيها	ستتتييل	مستبيا		مستسييا	ســـــــــــــــــــــــــــــــــــــ
									<u> </u>		<u></u>
<del></del>	電紙配線作業	费小社									
	(金田田(本町下車)			ľ	U						
現地調宜		1人工	1		0	سسيا					l
<b>園面作成</b>	t	1人工	49.								
DRUBELT F-1X.		1//	40								
									ļ		
配線(幹線・支線)		1本	285		0	ستسب ا		I	l		l
成塩 (RJ-45: 両塩)	t	14.36	104			·			·		
		1か所	233			,					
成端(情報コンセント:片端)		1か所	59		0	سسا		سسيا	ا		
2064 (10 m # 6 7 a )	t					A		·	·		
取付(バッチケーブル)		1本	242	L	U						
取付(HUB:5ポート)		1台	143		0						
	<del>†</del>					A		·		·	
取付 (HUB: 8ポート)	l	1営	44	L	U						
取付(HUB:24ポート)		1台	8		0						
	<del> </del>					A					
紅紋類整	l	1本	285		U						
配線數去	1	1本	65		0						
	<b>+</b>										
					L						
まる計算書も、にはし時間表現等によ	マム東学売用する	o as Mirrial a	<b>共共・物語</b>	AUGUST AND	1-40,						
								I	l <u>-</u>	<u></u>	<u></u>
	LAN配線作業	費 小計		G	0						
				_		1		<del></del>	<del></del>		
+ 10 m M	_	- 10-									
事務用ダンボール箱	civers' debinebut	1枚	2,600	L	U	ستسبيها					
	civers' delabelled		2,600 3,600		0						
事祭用ダンボール湖(ワンタッテは)	circes of disabled ago.	1枚	3,600		0				A		
<sup>事技用タンボール第</sup> (ワンタッチに) ラベルシール(別辞可能)	circuit desirabilità circuit desirabilità desirativa contribuità	1枚 1枚	2,600 3,600 21,000		0						
#₹#ダンギール〒 (ワンタッチボ) ラベルシール(別離可能)		1枚 1枚	2,600 3,600 21,000 200		0						
#原用ダンボール等 (ワンタッテェ) ラベルシール(別離可能) クラフト・アーブ	50mm*50m	1枚 1枚 1巻	2,600 3,600 21,000 200		0						
<sup>事務用タンギール章(ワンタッテは)</sup> ラベルシール(別諸可能) クラフトテープ 右テープ	50mm*50m 50mm*25m	1枚 1枚 1巻	2,600 3,600 21,000 200 25		0 0 0						
#駅用ダンオール車 (ワンタッチ点) サベルシール(別線可能) クラフトテープ 右テープ	50mm*50m	1枚 1枚 1巻 1巻	2,600 3,600 21,000 200 25 100		0 0						
事祭用ダンオール車 (ワンタッナ点) ラベルシール (別緒可能) クラフトテープ 布テープ PC用カートン	50mm*50m 50mm*25m	1枚 1枚 1惠 1惠 18	2,600 3,600 21,000 200 25 100		0						
#原用タンオールボ (フシタッチボ) ラベルシール (別様可能) クラフトアープ 布アープ PC用カートン OA用ビニル袋	50mm*50m 50mm*25m 500400mm98	1枚 1枚 1巻 1巻 1枚 1枚	2,600 3,600 21,000 200 25 100 1,000		0 0 0 0						
事務用タンオール車 (フンタッナ点) ラベルシール (別様可能) クラフトナーブ モナーブ PC用カートン OA用ビニル袋	50mm*50m 50mm*25m	1枚 1枚 1巻 1巻 1枚 1枚	2,600 3,600 21,000 200 25 100 1,000		0 0						
###シ/オール章 (7シラッナな) ラベルシール (別離可能) クラフトアープ 布ァープ PC用カートン OA用ビニル袋 エアキャップ	50mm*50m 50mm*25m 1078.00m 560*100mm*8@ 600mm*42m	1枚 1枚 1書 1書 1枚 1枚 1枚	2,600 3,600 21,000 200 25 100 1,000 2		0 0						
本が用タンオールは (フシタッチに) ラベルシール (別様可能) クラフトアープ 布アープ PC用カートン OA用ビニル袋 エアモャップ 恋ダンボール	50mm*50m 50mm*25m 100mm*25m 560*100mm*9/8 600mm*42m 1000mm*25m	1枚 1枚 1書 1書 1枚 1枚 1表 1本	2,600 3,600 21,000 200 25 100 1,000 2 2		0 0 0						
事務等シオール車 (フシラッナに) ラベルシール (別様可能) クラフトアープ モアープ PC用カートン OA用ビニル管 エアキャップ 巻ダンボール	50mm*50m 50mm*25m 100mm*88 600mm*42m 1000mm*35m	1枚 1枚 1書 1書 1枚 1枚 18	2,600 2,600 21,000 200 25 100 1,000 2 2		000000000000000000000000000000000000000						
事項用シンオール車 (フンタッナ点) フベルシール (別様可能) クラフトテープ 布テープ PC用カートン OA用ビニル袋 エアキャップ 悪ダンボール フロアガード (ブラスチックボー	50mm*50m 50mm*25m 100mm*25m 560*100mm*9/8 600mm*42m 1000mm*25m	1枚 1枚 1書 1書 1枚 1枚 1表 1本	2,600 3,600 21,000 200 25 100 1,000 2 2 2		0						
#朝押シンオール章 (フシラッテ点) フベルシール (別様可能) クフフトテープ 布テープ PC用カートン OA用ビニル質 エアキャップ 巻ダンボール フロアガード (ブラスチックボー F) [朝入] [注]	50mm*50m 50mm*25m 100mm*88 600mm*42m 1000mm*35m	1枚 1枚 1書 1書 1枚 1枚 18	2,600 2,600 21,000 200 25 100 1,000 2 2 2		0						
事業用タンボール車 (フンタッナ山) フベルシール (別様可能) クラフトテープ 布テープ PC用カートン OA用ビニル袋 エアモャップ 恋ダンボール フロアガード (ブラスチックボー ド) (削入) (注) プラダンボール (摘入) (注)	50mm*50m 50mm*25m 500*100mm98 500*mm*42m 1000mm*25m 1800*200mm	1枚 1枚 1書 1書 1枚 1枚 1本 1本 1本 1本 1枚	2,600 3,600 21,000 200 23 100 1,000 2 2 2 2		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
事業用タンオール車 (フンタッナ点)  フベルシール (別様可能)  クフフトアープ  布アープ  PC用カートン  OA用ビニル質  エアキャップ  巻ダンボール フロアガード (ブラスチックボー ド) [類入] (注]	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 500*00mm*42m 600mm*42m 1000mm*25m 1800*200mm	1枚 1枚 1書 1書 1枚 1枚 1本 1本 1枚	2,600 3,600 21,000 200 25 100 1,000 2 2 2 2		0 0 0						
事業用タンボール車 (フンタンチ点) フベルシール (別様可能) クフフトテープ 布テープ PC用カートン OA用ビニル袋 エアキャップ 喜ダンボール フロアガード (ブラスチックボー ド) (関入) (注) 黄生年シート	50mm*50m 50mm*25m 500*100mm98 500*mm*42m 1000mm*25m 1800*200mm	1枚 1枚 1書 1書 1枚 1枚 1本 1本 1枚	2,000 3,600 21,000 200 25 100 1,000 2 2 2 2 2 2		0 0 0						
事業用タンオール車 (フンタンナロ) フベルシール (別様可能) クフフトナーブ 布ナーブ PC用カートン OA用ビニル袋 エアモャップ 喜ダンボール フロアガード (ブラステックボー ド) [編入] [注] ガーダンボール [編入] [注] 数生床シート L字会員	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 500*00mm*60m 500mm*40m 1000mm*25m 1800*000mm 1800*000mm 900mm*50m	1校 1校 16 18 18 1校 1校 16 18 18 18 18 18	2,000 3,000 21,000 200 25 100 1,000 2 2 2 2 10 80 80		0 0 0 0						
#京用タンオール車 (ワンタッナロ)  ラベルシール (別様可能)  クラフトテープ  南テープ  PC用カートン  OA用ビニル袋 エアキャップ  ボダンボール フロアガード (ブラスチックボード) (割入) (注)  青生本シート  L字会員	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 500mm*45m 600mm*55m 1800*900mm 1800*900mm 900mm*50m	1校 1校 1号 1号 1校 1校 1校 1号 1号 1校 1校 1년 1년 1校	2,000 2,000 21,000 200 200 1000 1,000 2 2 2 2 2 2 10 80		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
事業用タンオール車 (フションナロ) ラベルシール (別様可能) クラフトナーブ 市ナーブ PC用カートン OA用ビニル袋 エアキャップ 喜ダンボール フロアガード (プラスチックボー ド) [株] プラダンボール [婦人] [注] 養生床シート L字合具 養生ナーブ	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 500*00mm*80 500mm*40m 1000mm*25m 1800*200mm 1800*200mm 50m 500mm*50m	1校 1校 1년 1년 1년 1校 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2,000 2,000 200 25 100 2,000 2,000 2,2 2 2 2 2 10 80 80		000000000000000000000000000000000000000						
#朝押シ/オール車 (ワンタッチは) フベルシール (別様可能) クラフトテープ 南テープ PC用カートン OA用ビニル袋 エアキャップ きダンボール フロアガード (ブラスチックボード) (開入】 (注) 費生ホシート L字合具	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 500mm*45m 600mm*55m 1800*900mm 1800*900mm 900mm*50m	1校 1校 1号 1号 1校 1校 1校 1号 1년 1校 1년 1校 1년 1년 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 10 80 80 315		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
#朝押シンボール車 (フンタンチ点) ラベルシール (別様可能) クラフトテープ 市テープ PC用カートン OA用ビニル袋 エアキャップ 悪ダンボール フロアガード (プラスチックボード) [頼入] [注] 黄土ホシート レ字会具 黄土ナープ 転倒防止用金物	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 500*00mm*80 500mm*40m 1000mm*55m 1800*200mm 1800*200mm 50mm*50m 900mm*50m 900mm*25m	1校 1校 1년 1년 1년 1枚 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년	2 10 80 80 315 135		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
#朝押シバール第 (ファラッドの) フベルシール (別様可能) クフフトアープ 南アープ PC用カートン OA用ピニル袋 エアキャップ フロアボール フロアボール フロアボール (別入】 [注] 費生床シート L字金具 数土ナープ 医団防止用金物	50mm*50m 50mm*25m 10mm*25m 10mm*40m 1000mm*25m 1800*300mm 1800*300mm 900mm*50m gentumanu 50mm*25m EL-mis size 1,000mm	1校 1校 1市 1市 1枚 1校 1校 1校 1市 1市 1枚 1枚 1市 1枚 1枚 1市 1枚 1枚 1市 1枚 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	2 10 80 80 315 135		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
	50mm*50m 50mm*25m 50*100mm*85m 600mm*40m 1000mm*55m 1800*300mm 900mm*50m 900mm*25m 900mm*25m 900mm*25m	1校 1校 1년 1년 1校 1校 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년	2 10 80 80 315 135		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
###アンデール章 (ワンタッアに)  フベルシール (別様可能)  クラフトケープ  市テープ  PC用カートン  DA用ビニル袋  エアキャップ  きダンポール フロアガード (ブラスチックボード) [編入] [注]  ガナダンボール [線人] [注]  世生ネシート  正子金典  微土ナープ  転倒防止用金物	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 500*00mm*98 900mm*40m 1000mm*25m 1800*300mm 50mm*50m \$400mm*25m \$400mm*25m \$400mm*25m \$400mm*25m	1校 1校 1市 1市 1校 1校 1校 1市 1市 1枚 1枚 1市 1枚 1本 1市 1本 1本 1本 1本 1本 1本 1本 1本 1本 1本 1本 1本 1本	2 10 80 80 315 135		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
日本   (ファンティン   (ファンティン   フィルシール (別は可能)   ファフトアープ   ロアープ   ロアープ   ロアープ   ロアープ   ロアープ   ロアープ   ロアープ   ロアープ   ロアープ   ロアーア   ロアーア   ロアール   (株) ] [注]   サエネシート   アクタンオール   (株) ] [注]   サエネシート   アクタンオール   (株) ] [注]   ロ防止用金物   日東バー	50mm*50m 50mm*25m 50*100mm*85m 600mm*40m 1000mm*55m 1800*300mm 900mm*50m 900mm*25m 900mm*25m 900mm*25m	1校 1校 1년 1년 1校 1校 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년	2 10 80 80 315 135		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 500mm*45m 600mm*45m 1800*900mm 1800*900mm 50mm*50m 900mm*25m 1.1800*80 1.1800*8	1校 1校 1년 1년 1校 1校 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년	2 10 80 80 315 135		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 500mm*40m 1000mm*35m 1800*200mm 1800*200mm 500mm*50m 844468478 50mm*25m 1800*888 1800*888 50mm*50m	1校 1校 1년 1년 1校 1校 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년	2 10 80 80 315 135		000000000000000000000000000000000000000						
	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 500mm*40m 1000mm*35m 1800*200mm 1800*200mm 500mm*50m 844468478 50mm*25m 1800*888 1800*888 50mm*50m	1校 1校 1년 1년 1校 1校 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년	2 10 80 80 315 135		000000000000000000000000000000000000000						
	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 500*00mm*98 900mm*25m 1800*300mm 1800*300mm 50mm*50m 8150mm*25m 8150mm*25m 8150mm*25m	1校 1校 1市 1市 1校 1校 1校 1市 1市 1本 1市 1市 1市 1市 1市	2 10 80 80 315 135		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 500*00mm*98 900mm*40m 1000mm*25m 1800*300mm 1800*300mm 500mm*25m 1800*300mm 500mm*25m 1800*300mm 500mm*25m 1800*300mm 500mm*25m 1800*300mm 500mm*25m	1校 1校 1년 1년 1校 1校 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년	2 10 80 80 315 135		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
#朝押シンボール第 (フシランアの) ラベルシール (別様可能) クラフトテープ 布テープ PC用カートン OA用ビニル袋 エアキャップ 西ダンボール フロアガード (ブラスチックボート) (割入) (注) 費生ホシート L字合具 養生テープ 転割防止用金物 耐酸バー 荷札 (廃車気分) テープ	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 500*00mm*98 900mm*25m 1800*300mm 1800*300mm 50mm*50m 8150mm*25m 8150mm*25m 8150mm*25m	1校 1校 1巻 1巻 1校 1校 1校 1巻 1巻 1枚 1巻 1本 1巻 1十 1巻 1十 1巻 1十 1巻 1十 1巻	2 10 80 80 315 135	H SEFGIF	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
###シャール第 (ワンタッナの)  ラベルシール (別様可能)  クラフトテープ  南テープ  PC用カートン  OA用ビニル役  エアキャップ  通ぎンポール  フロアガード (ブラスチックボード) (開入] (注)  養生床シート  L字会長  養生ケープ  転倒防止用金物  耐震バー  同礼 (美華新分) テープ  [第] フロアガード (美華新分) アープ	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 90mm*42m 100mm*25m 1800*300mm 30mm*50m 至170mm*25m 至170mm*25m 至170mm*50m 至170mm*50m	1校 1校 1년 1년 1校 1校 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년	2 10 80 80 315 126 6 22 22 C)/4+D+1	H ExF+G+F	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
###シナール# (ワンタンナル)  デベルシール (別様可能)  クラフトテープ  高テープ  PC用カートン  OA用ビニル袋  エアキャップ  西ダンボール  フロアガード (ブラスチックボード)  (別入】 (計)  プラダンボール  (別入】 (計)  グナモシート  レテ士具  微生 アープ  私 (別市 山 田 金物  耐酸 バー  荷札 (美華弘分) アープ  (オ) プロアガード、ブラダンボール	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 500mm*50m 1000mm*55m 1800*900mm 1800*900mm 900mm*50m 東京市田田田 第二十年日 田田 150mm*50m 東京市田田田 第二十年日 田田 150mm*50m 東京市田田田 50mm*50m 中国市 日田 50mm*50m	1校 1校 1년 1년 1校 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년	2 10 80 80 215 135 6 22 22 20, 12 (C)/4+D+1	F E+F+G+K	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
###フンボール第 (フンランアの)  フベルシール (別様可能)  クフフトナープ  市テープ  PC用カートン  OA用ビニル袋 エアキャップ  Bダンボール  フロアガード (プラスチックボード)  (株工・シート  レデ会員  微生・エープ  転倒防止用金物  制度バー  荷札 (廃棄処分) アープ  (オ) プロアガード、ブラダンボール	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 90mm*42m 100mm*25m 1800*300mm 30mm*50m 至170mm*25m 至170mm*25m 至170mm*50m 至170mm*50m	1校 1校 1년 1년 1校 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년 1년	2 10 80 80 315 126 6 22 22 C)/4+D+1	E F G H	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
###シナール# (ワンタッナル)  デベルシール (別様可能)  クラフトテープ  南テープ  PC用カートン  OA用ピニル役  エアキャップ  悪ダンボール  フロアボード (プラスチックボード) (明入) (注)  養生 ホシート  L字会員  養生 テープ  私団防止用金物  耐震バー  同礼 (美華知分) テープ  (第) フロアボード  (第) アープ	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 600mm*55m 1800*900mm 1800*900mm 900mm*50m 第25mm*25m 第25mm*25m 第25mm*50m 第25mm*50m 第35mm*50m	1校 1校 1년 1년 1校 1校 1년 1년 1校 1년 1년 1년 1本 1년 1本 1章 1章 1本 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章	2 10 80 80 215 135 6 22 22 20, 12 (C)/4+D+1	THE ALLE	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
###シャール第 (ワンタンアの)  フベルシール (別様可能)  クフフトテープ  高テープ  PC用カートン  OA用ビニル袋 エアキャップ  西ダンボール  フロアガード (プラスチックボード)  (別入】 (計)  グナボシート  し字音典  微生 アープ  私別防止用金物  耐震バー  荷札 (美華弘分) アープ  (第2) アフダンボール	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 500mm*50m 1000mm*55m 1800*900mm 1800*900mm 900mm*50m 東京市田田田 第二十年日 田田 150mm*50m 東京市田田田 第二十年日 田田 150mm*50m 東京市田田田 50mm*50m 中国市 日田 50mm*50m	1校 1校 1년 1년 1校 1校 1년 1년 1校 1년 1년 1년 1本 1년 1本 1章 1章 1本 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章	2 10 80 80 215 135 6 22 22 20, 12 (C)/4+D+1	H F A W	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
###シャール第 (ワンタンアの)  フベルシール (別様可能)  クフフトテープ  高テープ  PC用カートン  OA用ビニル袋 エアキャップ  西ダンボール  フロアガード (プラスチックボード)  (別入】 (計)  グナボシート  し字音典  微生 アープ  私別防止用金物  耐震バー  荷札 (美華弘分) アープ  (第2) アフダンボール	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 600mm*55m 1800*900mm 1800*900mm 900mm*50m 第25mm*25m 第25mm*25m 第25mm*50m 第25mm*50m 第35mm*50m	1校 1校 1년 1년 1校 1校 1년 1년 1校 1년 1년 1년 1本 1년 1本 1章 1章 1本 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章 1章	2 10 80 80 215 135 6 22 22 20, 12 (C)/4+D+1	H En F+G+R	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
###タンボール第 (ファランドの) フベルシール (別様可能) クフフトアープ 南アープ PC用カートン OA用ピニル袋 エアキャップ 医ダンボール フロアガード (ブラスチックボード) (開入) (注) 授生床シート L字会員 授生アープ 私団防止用金物 耐震バー 両札 (美華弘分) アープ  (注) フロアガード スフリンボール ((本) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	50mm*50m 50mm*25m 50mm*42m 900mm*42m 1000mm*25m 1800*200mm 1800*200mm 200mm*50m 200mm*50m 21 m n n n n n n n n n n n n n n n n n n	1校 1校 1巻 1巻 1校 1校 1校 1巻 1巻 1本 1巻 1本 1巻 1本 1巻 1本 1巻 1本 1巻 1本 1巻 1 1 1 1	2 10 80 80 80 215 125 6 22 22 C)/4+D+1 13%	F E F F G F F	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
日本   (ファッテアに)   (ファッテアに)   (ファットアール (別様可能)   (ファットアープ   (ファットアープ   (ファットア   (ファッ	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 500mm*40m 1000mm*35m 1800*200mm 1800*200mm 200mm*50m 200mm*50m 21.000mm*50m 21.000mm*50m 21.000mm*50m 21.000mm*50m 21.000mm*50m 21.000mm*50m 21.000mm*50m 21.000mm*50m 21.000mm*50m 22.000mm*50m	1校 1校 1巻 1巻 1校 1校 1巻 1巻 1 1巻 1 1 1 1 1 1	2 10 80 80 80 1195 6 6 22 22 C)/4+D+1 13% 150 6		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		(8.4)				
日本   (ファッテアに)   (ファッテアに)   (ファットアール (別様可能)   (ファットアープ   (ファットアープ   (ファットア   (ファッ	50mm*50m 50mm*25m 50mm*25m 500mm*40m 1000mm*35m 1800*200mm 1800*200mm 200mm*50m 200mm*50m 21.000mm*50m 21.000mm*50m 21.000mm*50m 21.000mm*50m 21.000mm*50m 21.000mm*50m 21.000mm*50m 21.000mm*50m 21.000mm*50m 22.000mm*50m	1校 1校 1巻 1巻 1校 1校 1巻 1巻 1 1巻 1 1 1 1 1 1	2 10 80 80 80 215 125 6 6 22 22 C)/4+D+1 13% 5 5 6		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
(日本の人)   (1)	50mm*50m 50mm*25m 50mm*42m 500mm*42m 1000mm*25m 1800*200mm 1800*200mm 1800*200mm 50mm*50m 世上行を向す。 上述の原案 上述の原案 上述の原案 上述の所等50m を提供します。 使用にます。 使用にます。 使用による。 を対してます。 使用による。 を対してます。 使用による。 を対してます。 使用による。 を対してます。 使用による。 を対してます。 使用による。 を対してます。 使用による。 を対してます。 使用による。 を対してます。 使用による。 を対してます。 を対してます。 使用による。 を対してます。 をする。	1校 1校 1巻 1巻 1校 1校 1校 1巻 1 1 1 1 1 1 1 1	2 10 80 80 80 315 125 6 22 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
###ファイール第 (ファラフド) フベルシール (別様可能) クフフトアープ 南アープ PC用カートン OA用ピニル袋 エアキャップ 悪ダンボール フロアガード (ブラスチックボード) (開入) (注) 授生床シート L字会員 後生アープ 私団防止用金物 副義バー 何札 (美華知分) アープ  (第1 ブロアガード、ブラダンボール (第2 大) (本)	50mm*50m 50mm*25m 50mm*42m 500mm*42m 1000mm*25m 1800*200mm 1800*200mm 1800*200mm 50mm*50m 世上行を向す。 上述の原案 上述の原案 上述の原案 上述の所等50m を提供します。 使用にます。 使用にます。 使用による。 を対してます。 使用による。 を対してます。 使用による。 を対してます。 使用による。 を対してます。 使用による。 を対してます。 使用による。 を対してます。 使用による。 を対してます。 使用による。 を対してます。 使用による。 を対してます。 を対してます。 使用による。 を対してます。 をする。	1校 1校 1巻 1巻 1校 1校 1校 1巻 1 1 1 1 1 1 1 1	2 10 80 80 80 315 125 6 22 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						(%#)

(消費税10%) (税込)

# 委 任 状

私は	を代理人と定め、	独立行政法人都市再生機構東日
本賃貸住宅本部の発注する	「什器の移転等業務(令和8・	9年)」に関し、下記の権限を委
任します。		

記

- 1. 入札及び見積りに関する一切の件
- 2.

代理人使用印鑑

令和 年 月 日

住 所 商号又は名称 代表者氏名

印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 本部長 井添 清治 殿

- 注1 委任状には、使用印鑑届及び印鑑証明書(原本・発行日から3か月以内)を添付すること。ただし、令和7年度以降に提出済みの場合は必要ない。
  - 2 年間委任状を提出している場合は、年間受任者から「復代理人」への委任とすること。
  - 3 委任事項は、明確に記載すること。
  - 4 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

# 11 委任状 (押印を省略する場合)

# 委 任 状

私は	を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本
部の発注する	「什器の移転等業務(令和8・9年)」に関し、下記の権限を委任します。
	記
1 7 +1 77.	び見積りに関する一切の件
1. 八小以	い元値がに関する一切の件
<b></b>	年 月 日
14.114	
	(委任者)
	住所
	商号又は名称
	代表者氏名
	(受任者)
	住   所
	代理人氏名
独立行政法。	人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長	井添 清治 殿
(エドサ	
(委任者	
	担 当 者(会社名・部署名・氏名):
	連絡先(電話番号) 1 :
(巫/七半	連絡先(電話番号) 2 :
(受任者	
	担 当 者(会社名・部署名・氏名):

注1 年間委任状を提出している場合は、年間受任者から「復代理人」への委任とすること。

連絡先(電話番号) 1 :

連絡先(電話番号)2:

- 2 委任事項は、明確に記載すること。
- 3 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。
- 4 本件責任者、担当者及び連絡先の記載がない場合、委任状は無効となる。なお、氏名は、必ず姓と名を記載すること。
- 5 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。ただし、個人事業主などで、複数 回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

# 使用印鑑届・年間委任状について

1 代表者が<u>押印した委任状・入札書</u>を提出される場合及び契約締結される場合は、実印の印影照合を行うため、<u>使用印鑑届(実印を使用印とする場合も含む)</u>及び<u>印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)</u>を提出してください。(令和7年度以降、一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です(最長2年間)。)

また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、<u>年間委任状</u>及び<u>印鑑証明</u> **書正本(原本発行日から3か月以内)**を提出してください。(令和7年度以降、一度提出していた だければ、競争参加資格の認定期間中は有効です(最長2年間)。)

また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

以上

# 使 用 印 鑑 届

使用印	実印	

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑として お届けします。

年 月 日

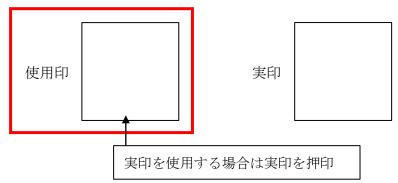
住 所 商号又は名称 代 表 者

印

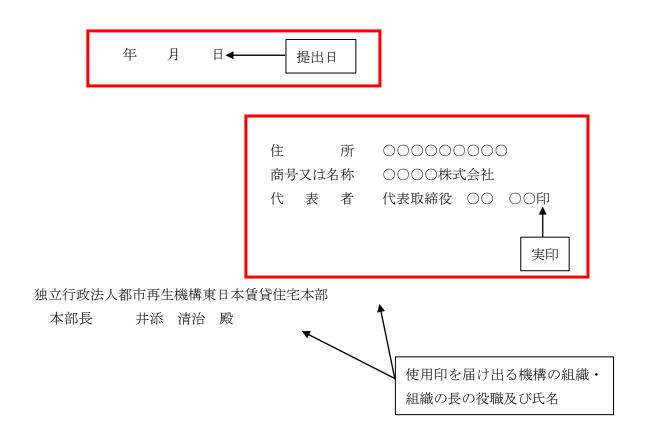
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 本部長 井添 清治 殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度 の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
  - 2 本届には、印鑑証明書(原本・発行開始日から3か月以内)を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
  - 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

# 使 用 印 鑑 届



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑として お届けします。



- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の 提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
  - 2 本届には、印鑑証明書(原本・発行開始日から3か月以内)を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
  - 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

# 年 間 委 任 状

独立行政法人都市再生機構 御中

(委任者) 住所

商号又は名称

氏名

印

(受任者) 住所

商号又は名称

氏名

印

私は上記の者を代理人として定め、次の独立行政法人都市再生機構の発注する、 「建設工事、建設コンサルタント等業務、物品役務」に関し、下記の通り権限を委任します。

1 委任対象

次の独立行政法人都市再生機構の本部等が発注する契約 本社、東日本都市再生本部、東日本賃貸住宅本部

- 2 委任事項
- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件
- 3 委任期間

令和 年 月 日から令和9年3月31日まで

代理人(受任者) 使用印鑑

- 注1 委任期間は、競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。
- 注2 郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
- 注3 年間委任状を届け出る機構の本支社・事務所ごとに作成じ、提出すること。
- 注4 委任状には、委任者の印鑑証明書(原本・発行日から3か月以内)を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。

### 13 単価契約書(案)

# 単価契約書

2 仕様 別添仕様書のとおり。

3 履行期間 令和8年1月1日から令和9年12月31日まで

4 契約単価 別紙単価表のとおり。

上記の役務について、発注者と受注者は次の条項によりこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書3通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通 を保有する(ただし、電磁的記録については、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録 を作成し、発注者及び受注者が契約内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施さ れた電磁的記録を保管するものとする。)。

令和 年 月 日

発注者 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 西野 健介

受注者 住 所

氏 名 印

囙

囙

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の役務(以下「業務」という。)に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書(別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)中、発注者からの発注を受けて 仕様書に定められた業務を履行し、発注者はその代金(以下「請負代金」という。)を支払 うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(発注手続)

第4条 発注者は、業務を受注者に発注するときは、その都度、その内容、履行期限等を記載 した発注者所定の注文書(以下「注文書」という。)を受注者に対して発行するものとし、 受注者はこの注文書に基づき業務を履行するものとする。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された履行期限(以下「履行期限」という。)内に、当該注文書に基づく業務を完了することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、履行期限を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の履行に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(物価等の変動に基づく契約単価の改定)

第7条 賃金、材料等の価格等に変動があり、第9条第1項の単価表の額が不相当となった ときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(検査及び引渡し)

- 第8条 受注者は、注文書に基づく業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知 しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めがある場合を除き、すべて受注 者の負担とする。
- 4 第2項の検査に合格した日をもって、注文書に基づく業務が完了したものとし、成果物があるときは、当該成果物は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務を やり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、

前各項の規定を準用する。

(請負代金の支払い)

- 第9条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、別紙の単価表に基づき算定した請 負代金を発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、請負代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発 注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、こ れを受注者に支払うものとする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により第8条第2項又は第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

- 第10条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内 に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求する ことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ち に代金の減額を請求することができる。
  - 一 履行の追完が不能であるとき。
  - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を 受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第11条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

- 第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。
  - 一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させ たとき。
  - 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - 三 履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に注文書に基づく業務を完了する見込み が明らかにないと認められるとき。
  - 四 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除 することができる。
  - 一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
  - 二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を 達成することができないとき。
  - 三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒 絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達 することができないとき。
  - 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかである とき
  - 七 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員 による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下 この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡した とき。
  - 八 第15条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
  - 九 受注者が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者 を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する 事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同 じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
    - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
    - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め られるとき。
    - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど していると認められるとき。
    - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - へ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手 方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約 の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
  - 十 第17条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。
  - (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものである ときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権)

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。
  - 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - 二 成果物に契約不適合があるとき。
  - 三 第12条又は第13条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が 不能であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額(この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量をいう。次条において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 一 第12条又は第13条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者 の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律 第154号)の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律 第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、同項の注文書に基づく請負代金に対し、年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した金額を請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第17条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の 請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発 注者の指定期間内に支払わなければならない。
  - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事 業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3に

- おいて準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は 第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為 の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令 に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したと きは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を 除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に 該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明 治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該 期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算し た額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第18条 発注者の責めに帰すべき理由により第9条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。(契約不適合責任期間等)
- 第19条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第8条第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第8条第2項の規定による検査に合格したこと をもって免れるものではない。
- 3 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定 にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等 をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過 失によって知らなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第20条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足があるときは追

徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年(365日当たり)3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(適用法令)

第21条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、 覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管 轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが 協議して定めるものとする。

(仕様書、単価表添付)

## 14 個人情報等の保護に関する特約条項(案)

## 個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した [什器の移転等業務(令和8・9年)]の契約(以下「本契約」という。)に関し、受注者が、本契約に基づく業務等(以下「業務等」という。)を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

(定義)

- 第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。
  - 一 個人情報(独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59 号)第2条第2項に規定する個人情報をいう。)
  - 二 本契約に基づく業務により知り得た個人情報
  - 三 発注者の経営情報
  - 四 その他、通常公表されていない情報

(個人情報等の取扱い)

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及 び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなけれ ばならない。

(管理体制等の報告)

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を 書面(別紙様式1)により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容 に変更が生じたときも同様とする。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は 解除された後も同様とする。

(安全管理のための措置)

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(収集の方法)

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、 適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報等の持出し等の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所 から送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁 的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

- 第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託(他に委託を受ける者が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)してはならない。
- 2 受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本 特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。
- 3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その 委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。 (返還等)
- 第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。
- 2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は 承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければ ならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する 書類を提出する等し、発注者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するもの とする。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直 ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

- 第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに(以降は、直近の報告から1年後の月末までに)、書面(別紙様式2)により報告しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査(実地検査を含む。以下同じ。)することができ、受注者はそれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に 従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び 損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書3通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する(ただし、電磁的記録については、本特約条項の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が特約条項内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。)。

# 令和 年 月 日

発注者 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治

印

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 西野 健介

印

受注者 住所

氏名

印

# 個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

## 1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。 ※業務終了後についても同じ

## 2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等(紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。)及 びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

- (2) データ
  - ① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。
  - ② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

## 3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 送付及び持出しの記録等 台帳等を整備し、記録・保管する。
- (2) 送付及び持出し等の手順
  - ① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・ 複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認
- ※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること
- ③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

## ④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

## 4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

## 5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## 6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的 記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

## 7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

### 8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策(のぞき見防止フィルタの使用等)、盗難・紛失に対する対策(通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等)により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録(住所及び個人を特定できる画像は登録しない。)は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール(添付されたファイルを含む。)及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

#### 9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注 者に報告する。

### 10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、業務受注者についても本規律の適用対象となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、 懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

# 株式会社\*\*\*\* 代表取締役 \*\* \*\* 印 ※1

# 個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名: 什器の移転等業務(令和8・9年)

# 1 取扱責任者及び取扱者

	部 署 役 職	氏 名	取扱う範囲等	
取扱責任者	○○部△△課			
	課長			
	○○部△△課		***地区に係る~~~	
	係長		マイト地区に示る。 こここ	
取 扱 者	○○部△△課		***地区に係る~~~	
双 1次 有	主任		ネネネ地区に休る。0.0.0	
	○○部△△課		***地区に係る~~~	
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

# 2 管理及び実施体制図

(様式任意)

<b>※</b> 1	本件責任者(会社名・部署名・氏名):
	担 当 者 (会社名・部署名・氏名):
<b>※</b> 2	連絡先(電話番号)1:

連絡先(電話番号)2:

- ※ 1 本件責任者、担当者及び連絡先の記載がある場合は、押印は不要。 押印する場合は、本件責任者、担当者及び連絡先の記載は不要。
  - 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部本部長 井添 清治 殿 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部本部長 西野 健介 殿

> 株式会社\*\*\*\*\* 代表取締役 \*\* \*\* 印 ※1

# 個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名: 什器の移転等業務(令和8・9年)

記

- 1 確認日 令和年月日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

以 上

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担 当 者(会社名・部署名・氏名):

※2 連絡先(電話番号)1:

連絡先(電話番号)2:

- ※ 1 本件責任者、担当者及び連絡先の記載がある場合は、押印は不要。 押印する場合は、本件責任者、担当者及び連絡先の記載は不要。
  - 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

# (別紙) 管理状況の確認結果

		T	
	確認内容	確認 結果	備考
1	管理及び実施体制		
	令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2	秘密の保持		
	個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3	安全管理措置(ハ)		
	個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他 の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
《個	1人情報等の保管状況》		
	個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受 ① 注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所 に施錠して保管している。		
	データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、 外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD- R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルに ついては、暗号化及びパスワードを設定している。		
	③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
	④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者 が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個	人情報等の送付及び持出し手順》		
	① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
	② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
	③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

	確認内容	確認結果	備考
	FAXについては、原則として禁止しており、やむを		
	得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。		
	④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施		
	・送信先への事前連絡		
	・複数人で宛先番号の確認		
	・送信先への着信確認 e メール等について、個人情報等は、メールの本文中		
	⑤ に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
	⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、		
	パスワードは別途通知している。		
	1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者		
	⑦ のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送 信している。		
	持出しについて 運搬時け 外から見えかいように封		
	⑧ 筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4	収集の制限		
	個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要		
	な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
<b>《</b> 作	国人情報等の取得等手順》	1 1	
	① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
	② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する 場合には、本人に利用目的を明示している。		
5	利用及び提供の禁止		
	個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供し		
	ていない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6	複写又は複製の禁止		
	個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、	T T	
	又は複製していない。		
	※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7		1 1	
	個人情報等を取扱う業務について、他に委託(他に委託を		
	受ける者が受注者の子会社である場合も含む。)し、又は請け負わせていない。		
	※発注者の承諾があるときを除く。		
	【再委託、再々委託等を行っている場合】		
	再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受		
0	注者の義務を負わせている。		
8	返 <b>還等</b> 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に		
	① 実務工作安となった個人情報等は、迷くがに光圧省に 返還又は引渡しをしている。		
	個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダ	1	
	② 一等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元		
	・ 又は判読か不可能な方法により消去又は廃業してい		
	る。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄		

	確認 内容	確認 結果	備考
	したことを証明する書類を提出する等している。		
9	通信端末の使用	ı	
	パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設		
	定している。		
	必要に応じて、盗み見に対する対策(のぞき見防止フ		
	マルタの使用等)、盗難・紛失に対する対策(通信端末		
	の放置の禁止、ストフップの使用等)により、安全確		
	保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
	電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等		
	③ の登録(住所及び個人を特定できる画像は登録しな		
	い。)は、業務上必要なものに限定している。		
	個人情報等が含まれたメール(添付されたファイルを		
	④ 含む。)及び画像は、業務上不要となり次第、消去して		
10	いる。 <b>- 事故等の報告</b>		
10		l .	
	特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っ		
	ことを知りたとさは、国りに先往有に報言し、相小に促りている。		
11	取扱手順書の周知・徹底		
11	個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を		
	行っている。		
12	その他報告事項		
	(任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載	載する。)	

# ※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	0
一部行っていない	Δ
行っていない	×
該当するものがない	_

<sup>\*「△」</sup>及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

## 15 外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項(案)

## 外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した [什器の移転等業務(令和8・9年)]の契約(以下「本契約」という。)に関し、受注者が、本契約に基づく業務等(以下「業務等」という。)を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

(定義)

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの(以下「電磁的記録」という。)に係る記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。)で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体(USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等)をいう。

(外部電磁的記録媒体の取扱い)

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体 を取扱わなければならない。

(解除及び損害賠償)

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び 損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書3通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する(ただし、電磁的記録については、本特約条項の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が特約条項内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。)。

令和 年 月 日

発注者 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治

囙

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 西野 健介

印

受注者 住所

氏名

印

# 外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
  - ① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
    - ・外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
    - ・郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採るとともに、親展で送付する。
    - ・携行の場合には、封筒、書類鞄等に収め、当該封筒、書類鞄等の盗難、置き忘れ等に 注意する。
  - ② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

## 電子契約方式確認書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部本部長 井添 清治 殿

住所※

商号又は名称※

代表者氏名※

※契約書の署名欄に記載する住所、商号又は名称及び代表者名を記入すること

案件名称: 什器の移転等業務(令和8・9年)

機構が指定する電子契約サービスによる契約締結の可否 : 可 / 不可(紙契約方式)

(電子契約可の場合、以下記入)

## 電子契約手続を行う方

(メールアドレスを複数用意できない場合等を除き、原則2名記載)

## 【承認権限者※ 1 】

社名:

部署•役職:

氏名:

メールアドレス:

電話番号:

## 【最終承認権限者※ 2】

社名:

部署・役職:

氏名:

メールアドレス:

電話番号:

※1 機構からの契約締結依頼を当初に受信する方

※2 契約手続について最終的な承認を行う方

## JVにより契約を締結する場合は構成員の契約を行う方を以下に記載

## 【承認権限者①】

社名:

部署・役職:

氏名:

メールアドレス:

電話番号:

### 【最終承認権限者②】

社名:

部署・役職:

氏名:

メールアドレス:

電話番号:

# 【留意事項】

電子契約サービスを利用する場合、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管を行うことについて了承の上、電子契約手続きを行うこととする。

※電子帳簿保存法に対応した保管とは、以下の要件を満たして保管する運用である。

- 真実性の確保
- ・関係書類の備付
- ・見読可能性の確保
- ・検索機能の確保

詳細については、以下のクラウドサインホームページを参照すること。

https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348

## 17 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

#### 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定) において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせてい ただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ②当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構 における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか に該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④1者応札又は1者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
  - ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構に おける最終職名等)
  - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内